

(様式 5)

判断基準が法令の定めについて言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

			資料番号	7	担当課	薬務衛生課
法令名	毒物及び劇物取締法施行令	根拠条項	36	許認可等の内容	登録票又は許可証の再交付の申請	
<p>○毒物及び劇物取締法施行令</p> <p style="text-align: right;">(昭和三十年九月二十八日) (政令第二百六十一号)</p> <p>(登録票又は許可証の再交付)</p> <p>第三十六条 毒物劇物営業者又は特定毒物研究者は、登録票又は許可証を破り、汚し、又は失つたときは、登録票又は許可証の再交付を申請することができる。</p> <p>2 前項の申請は、厚生労働省令で定めるところにより、製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事に、特定毒物研究者にあつては特定毒物研究者の許可を与えた都道府県知事に対して行わなければならない。この場合において、登録票若しくは許可証を破り、又は汚した毒物劇物営業者又は特定毒物研究者は、申請書にその登録票又は許可証を添えなければならない。</p> <p>3 毒物劇物営業者又は特定毒物研究者は、登録票又は許可証の再交付を受けた後、失つた登録票又は許可証を発見したときは、製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事に、特定毒物研究者にあつては特定毒物研究者の許可を与えた都道府県知事に、これを返納しなければならない。</p>						